

茅野市選挙管理委員会告示第 51 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項（条例の制定または改廃の請求）、第75条第1項（監査の請求）、第76条第1項（議会の解散の請求）、第80条第1項（議員の解職の請求）、第81条第1項（長の解職の請求）、第86条第1項（主要公務員の解職の請求）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項（委員の解職の請求）、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び同条第11項、第5条第1項及び同条第15項並びに同条第30項（合併協議会設置の請求）の規定により請求することができる場合の数は、それぞれ次のとおりである。

令和 8年 9月 1日

茅野市選挙管理委員会

委員長 荒尾 勝明

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第4条第1項、第5条第1項及び同条第30項の規定による有権者の総数の50分の1の数

899 人

- 2 地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による有権者の総数の3分の1の数

14,970 人

- 3 市町村の合併の特例等に関する法律第4条第11項、第5条第15項及び同条第30項の規定による有権者の総数の6分の1の数

7,485 人